

町の未来について 行政懇談会

▼問合せ 企画グループ
☎079(435)0356

町長・幹部職員が地域に出向き、町の将来像である「まちがいきいきびらめくはじま」の実現に向けて、まちづくりに関する意見、要望などを直接住民の方から聞き、今後の町政に反映させることを目的に開催するものです。
※行政懇談会でいただいた意見の一部を、抜粋して掲載しています。



テーマ「平成25年度施政方針、平成25年度予算」

宮北自治会

日時 7月12日(金)

午後7時～8時30分

場所 宮北公民館

参加者 26人



- ◆自治 予算が決まる前に住民の意見を聞いたほうがいいのではないかと
- ◆行政 夏過ぎから来年度予算のヒアリングが始まるので、今日のご意見は来年度予算に反映できるように努力したい
- ◆自治 災害時の避難マップをもっとわかりやすくしてほしい
- ◆行政 播磨町総合防災マップは全戸配布したが、東日本大震災の前だったので今回地域防災計画をやり直し、新たなものを作成して配布したい。自主防災組織と危機管理グループが連携をとりながら地域の実態にあった防災対策を講じたい
- ◆自治 水門は閉めてもらえないのか
- ◆行政 職員が3人1組でゲートを開閉することになっていない
- ◆自治 喜瀬川と宮北公園の近くのゲートは閉めてもらえないのか
- ◆行政 訓練の中には入っているが、そのときの状況を見て判断することになる
- ◆自治 排水能力を上げるために用地確保すると聞いたが本当か
- ◆行政 県の総合治水条例で雨水を田畑などに一時的に溜めて河川の水量を抑え、水位が下がったときに河川へ流すことで、住民の協力も得ながら減災の方向に進めたい
- ◆自治 一人暮らしの高齢者を避難させるため、民生委員が自治会などに情報を求めても問題はないか
- ◆行政 情報提供に同意している方は教えられるが、同意していない方は教えられない
- ◆自治 個人情報保護法で何の情報も得られないのは不便
- ◆行政 国の法律改正で災害時に限り、本人の了承を得なくとも特別に提供できるようになった
- ◆自治 神戸製鋼所の公害について、加古川市民には冊子などを配布しているようだが、播磨町にはないのでは
- ◆行政 税務グループ近くの出入り口側にデータを表示する機械を置いている

10月21日(月)～27日(日)は行政相談週間です

行政相談とは、総務大臣から委嘱を受けた相談委員が、国の行政機関などの仕事について意見や要望、苦情などの相談に応じ、解決、行政運営の改善に努めるもので、播磨町でも次の通り開設しています。

▶日時 毎月第4月曜日 9:30～11:30

▶場所 中央公民館 第3研修室

▶行政相談委員 三枝宏平さん、谷辺雅昭さん

巡回行政相談会開催

巡回行政相談会を野添コミセンで開催します。お申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

▶日時 10月21日(月) 9:30～11:30

▶場所 野添コミセン 小会議室

▶問合せ 企画グループ

☎079(435)0356

年金

国民年金保険料の後納制度をご存知ですか

国民年金保険料の後納制度

国民年金保険料は、納期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、「年金確保支援法」により、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった過去10年間の未納保険料を遡って納付することが可能となりました。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかつた方が年金資格を得られる場合があります。

後納制度の対象者

過去10年以内の第1号被保険者期間や任意加入期間に未納期間を有する方が対象となります。

また、納付済期間及び合算

対象期間を合計しても25年に満たないなど、老齢基礎年金の受給権を有していない方は、後納制度を利用することで受給権を確保できるようになります。

▽20歳以上60歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方

▽60歳以上65歳未満の方で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある方

▽65歳以上の方で、年金の受給資格がなく、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある方

なお、この後納制度は、老齢基礎年金受給者(繰り上げ受給者を含む)は対象となりません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料(後納保険料)の額は、納付しなければ

ならなかつた当時の保険料額に一定額が加算された額となり、この加算額は毎年度、改定されます。

平成25年度中(平成26年3月31日まで)に納めることができる後納保険料の額は次のようになっています(月額)。

後納できる保険料の順序など

後納できる保険料には順序があり、過去10年前までの保険料のうち最も古い分の保険料から納めることとなります。また、一部免除期間のうち免除されない部分が未納となっている期間についても、後納制度の対象となります。

後納の申込方法

お近くの年金事務所に年金手帳等の基礎年金番号をわかるものをご用意のうえご相談ください。

平成25年度中に後納する場合の1ヵ月保険料額

対象年度	当時の保険料額	加算額	後納する保険料額
平成15年度	13,300円	1,560円	14,860円
平成16年度	13,300円	1,340円	14,640円
平成17年度	13,580円	1,110円	14,690円
平成18年度	13,860円	890円	14,750円
平成19年度	14,100円	680円	14,780円
平成20年度	14,410円	480円	14,890円
平成21年度	14,660円	310円	14,970円
平成22年度	15,100円	140円	15,240円
平成23年度	15,020円	0円	15,020円

※納付書が使用できる期間は、同一年度内(4月1日から翌年3月31日まで)になります。

年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743